



目次

過去を祝い、将来を見据えるNAIC	2
NAICがPBRの実績報告体制を策定	3
グループ資本算定が範囲の問題に直面	4
ビッグデータ、大きな懸念、大きな機会	5
FRBのアプローチに対して慎重な同意	6
様式F、ORSA、ICPなどのトピックについて議論	7
米国を本拠地とする保険会社と再保険会社にとって、 ソルベンシー II により大きな困難が発生	8
市場行為に係る年次報告書の変更の可能性	9
D委員会では認定や強制仲裁に反発の声	10
市場規制認証とNFIPの再更新が全体会議で問題化	11
サイバーセキュリティ・モデル法の新バージョンも業界の反対に直面	12
短信	13
保険数理分野の最新動向	14
医療保険分野の最新動向	16
NAICの会計処理に関する最新動向	17
お問い合わせ窓口	29



過去を祝い、 将来を見据えるNAIC

カリフォルニア州サンディエゴ— 2016年度全米保険監督官協会 (NAIC) 夏季全国会議では、息をのむようなサンディエゴ海岸の美しさや出席者を出迎えた素晴らしい天気さえもしのぐ、祝うべき理由がありました。

NAIC会長のジョン・M・ハフ・ミズーリ州保険局長官は歓迎レセプションの会衆を前に次のように述べました。「今年は、州際保険商品規制委員会 (Interstate Insurance Product Regulation Commission :IIPRC) の10周年、全米保険募集人登録機構 (National Insurance Producer Registry: NIPR) の20周年、現在のNAICの前身である全米保険会議 (National Insurance Convention) の第1回大会の145周年に当たる記念すべき年です」

NAICの舵取りを担うハフ氏の任期半ばにして、州規制当局がドッド・フランク法後の時代にも依然として権力を維持していることが明らかになりつつあります。これは同法成立直後にはほとんど誰も予想しなかったことでした。

ワシントンDCでは、しばらくの間米国の保険規制を連邦の支配下に置くことを目指していたように思われる議会の雰囲気、規制のグローバル化が進む中で、明らかに州規制に好意的になっています。パーゼルにおいてさえ、NAICの立場はかつてないほど強固なようで、その影響力が明瞭に感じ取れます。従来、パーゼルの保険監督者国際機構 (IAIS) では長年にわたり、欧州連合の規制当局が保険資本基準などの世界的な保険の問題をめぐる戦いを優位に進めてきたのです。

多くの業界代表者が、ソルベンシーIIの導入を受けて欧州の一部管轄区域が競争制限的な施策を取っていると述べており、一部の業界メンバーは

この点に関し州規制当局に不満を表明しました。これに関し、NAICは米国保険業界の代表者・擁護者としての立場を強めようとしているように思われます。

NAICがこの年を祝うべきもう一つの理由は、アジェンダの最上位にあった生命保険会社のプリンシプルベースの準備金積立 (PBR) が採用されたことでした。2012年12月の会議では、PBRの採用に関する激しい論争の末、NAICの全体会議でそれが可決されました。しかしながら、PBRは、影響を受ける保険料全体の圧倒的多数に相当する圧倒的多数の州がその授權法を採択しない限り発効しないことになっていました。

しばらくの間は、一部の巨大州が強固な反対を表明していたため、その見通しが立たないように思われました。しかし、時と共に諸州が共同歩調を取るようになり、結局NAICは今回の会議で、要件が充足されたため、PBRが2017年1月1日に発効すると発表するに至りました。

とはいえ、多くの点でこの会議はNAICの他の中間会議とよく似ていました。つまり、通常その年の最初の会議で掲げられたアジェンダ項目が1年を通じて審議され、最後の会議で決定が下されるのです。

こうした移行期の感覚が、会議で議論された一部の重要項目にはっきり現れていました。NAICはまだCEOを有していませんが、今回の会議で調査会社を雇うという決定がなされました。未請求給付をめぐる騒動を受けて、NAICは全米保険契約検索サービス (National Insurance Policy Locator) を創設しました。これは現在利用可能ですが、まだ基本的機能しかありません。

NAICは引き続きビッグデータの調査を行っていますが、業界との一致点は期待していたほど多くないことが明らかになりつつあります。それ以上に溝が

明白なのはサイバーセキュリティ・モデル法です。NAICは年末までに同法が制定されることを望んでいますが、業界は最初の2つの公開草案に好意的ではありませんでした。

消費者問題も依然として大きな懸念事項でした。規制当局は強制仲裁 (mandatory arbitration) 条項に関する公聴会を開催しましたが、それらの規制当局のコメントは、そうした条項を使用する業界メンバーにとって心温まるものではなかったでしょう。

この急速に変化する世界で、規制当局は将来からも目を離さないよう努めています。NAICの保険政策調査センター (Center for Insurance Policy and Research: CIPR) が開催した自動運転車に関するセミナーはたくさんの出席者を集め、極めて有益なものとなりました。

そのセミナーの要点の一つは、自動運転車はインフラ投資を必要とするというものであり、偶然にも、これはNAICの別の議論でも焦点となりました。米国がインフラの活性化を追求し、生命保険会社が適切な投資利益率を求め、NAICは、保険会社、特に長期投資を施行する生命保険会社が米国の構築や再構築を支援するという善行をなすことで自らも繁栄することを可能にする最善の方法の詳しい調査を開始しました。



NAIC提供

NAICがPBRの 実績報告体制を策定

PBR検討(EX)ワーキンググループに提出された米国アクチュアリー会(Society of Actuaries: SOA)の調査結果によると、15社の企業が2017年1月に少なくとも一つの商品をPBRに移行する計画であると述べています。SOAのデイル・ホール氏は、SOAが218社の企業に調査表を送付したと同ワーキンググループに報告しました。そのうち72社が7月末から8月初頭までの期間に回答を寄せました。

PBRは2017年1月1日に発効の予定ですが、3年間の段階的導入を経た後にその使用が義務化されます。

NAICのラリー・ブルーニング氏は、2016年のPBRパイロット・プロジェクトの最新状況についてワーキンググループに報告しました。それによると、12社の志願企業のうち1社が辞退したものの、1社が子会社を追加したことにより志願企業数が維持されたとのことです。

会議日時点で3社がまだデータを提出しておらず、2社が延長を求めています。それ以外は必要な情報をすでに提出しています。NAICスタッフおよび企業の本籍州が、9月開催の規制当局限定の電話会議で提出物を検討することになっています。

ブルーニング氏はまた、企業実績データ収集プロジェクト(Company Experience Data Collection Project)の最新状況もワーキンググループに報告しました。前回の全国会議で執行委員会は、PBRに

関する企業実績データがPBRの必須要素であることを考慮し、それを収集する選択肢を探求する任務を課しました。

NAICによると、規制当局は「そうした極めて重要な情報の収集は外部の第三者に任せるべきではない」との意見を有しています。カンザス州は、このパイロット・プログラムの一部として、NAICを企業実績データ収集の「検討代理人」に指定しました。

ブルーニング氏によると、カンザス州で事業を行う企業17社がパイロットのために2014年の実績データを提出しており、このデータにより、NAICは、データの収集・分析に必要な技術を開発・評価・テストすると同時に、費用、リソースおよび機密保持について評価することが可能になりました。ある規制当局は、カンザス州とニューヨーク州が実績データを収集した外部企業から受け取ったものを検討する担当者がいるかと質問しました。回答は曖昧だったものの、NAICは、2名必要なアクチュアリーのうち2人目の雇い入れを含め、この分野における自らの能力の開発を継続する予定です。

PBR書式用紙報告(EX)サブグループからの度重なる要請を受け、同ワーキンググループは同サブグループが任務を達成したことを考慮し、要請を受け入れて同サブグループを解散しました。

グループ資本算定が 対象範囲の問題に 直面

グループ資本算定方法の構築に際して対象範囲が主要な懸念事項となるか？これがグループ資本算定(E)ワーキンググループで提起された問題でした。

棚卸資産計算法(inventory method)における特定の保険会社の取り扱いに関する議論が、同ワーキンググループ座長のフロリダ州保険局長官デビッド・アルトメイヤー氏によって開始されましたが、その中で、米国損害保険協会(PCI)のステイブ・ブローディー氏は、スタッフ・メモで提起された問題に関する意見を少なくとも30日間募ることを強く求めました。

「範囲は非常に重要な問題だと考えている…。より大きなグループでは、どういった場合に境界線を引くべきなのだろうか？」とブローディー氏は尋ねました。

棚卸資産計算法は、グループ資本算定の最も適切な手法として同ワーキンググループによって受け入れられてきました。NAICスタッフは、米国外の保険会社を対象とする調整係数(scalar)の使用を含め、グループに関する問題を抱えています。

全米損害保険相互会社協会(NAMIC)のミシェル・ロジャース氏は、全体的なアプローチは支持するものの、いつ範囲を定義すべきかについて疑問も抱いていると同ワーキンググループに告げました。同ワーキンググループのあるメンバーは、同グループが対象範囲の問題に取り組む必要があることに同意し、「我々が考案した手段は範囲に応じて大きく異なる可能性がある」と述べました。

米国生命保険協会(ACLI)の代表者は、この対象範囲に関する有意義な対話のためのフォーラムを要求しました。こうした議論を踏まえ、同ワーキンググループは、コメント期間をさらに延長して60日とするというブローディー氏の要請に同意しました。

また同ワーキンググループに対し大手医療保険会社によるプレゼンテーションがなされ、既存のリスクベース資本(RBC)の算式を活用し、かつACLIやAIAの表示に概念的に類似しているグループ資本算定方法の構築の可能性が示されました。ある関係者は、医療保険のRBCの算式には流行病／全国的流行病についてのチャージが組み込まれていないことを強調し、医療グループのために伝染病の影響を考慮することを同ワーキンググループに促しました。

同ワーキンググループは、(1)RBCの要件の適用を受けない米国の保険会社の取り扱い、(2)許容および規定された実務、(3)一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)を使用するトップティアの保険会社に対する調整に関するNAICスタッフのメモについても議論しました。

ビッグデータ、大きな懸念、 大きな機会

どう定義されるにせよ、ビッグデータはビッグデータ(D)ワーキンググループの会議で間違いなく強い関心を集めました。ビッグデータの利用法や懸念に関するプレゼンテーションが同ワーキンググループに対してなされました。

消費者運動家のバーニー・バーンボーム氏は、収集されるデータのバイアスが消費者に対するバイアスを生み出すことがあると同ワーキンググループに示唆しました。その例として同氏は、保険詐欺に関して、様々な社会経済的理由により過去のデータが原因で目標変数にバイアスが生じる可能性があることを挙げました。

バーンボーム氏は、独立変数の取り扱いによりデータ・バイアスによる影響が低減されることがあるものの、ビッグデータを保険に利用することは消費者に大きな影響を与え、保険会社に利するものであると述べました。また、保険における21世紀のデータ分析の利用は20世紀の規制との間でバランスを欠いていると指摘しました。

提案を求められたバーンボーム氏は、とりわけ保険会社が人種や所得について消費者に質問することは不要であろうと答えました。そして、その代用として国勢調査を利用できる可能性があるとして述べた上で、現在この代用データを用いた他のモデルの開発が進められていると告げました。

大手信用情報会社の代表者はビッグデータの利用に関してもっと積極的な見解を示しました。それによると、ビッグデータの利用は保障範囲を

拡大する機会を保険会社にもたらすだけでなく、消費者や消費者行動の理解の進化につながります。

同代表者は、ビッグデータを利用すれば、リスクの価格設定や予測可能性がより正確になり、保険引受に際してバイアスではなく客観性が高まり、市場の利用可能性が拡大し、不正の低減および消費者にとってのコスト低下の機会が生み出される可能性があるとして述べました。ビッグデータの利用は消費者に選択肢の拡大をもたらすというのです。

同代表者が答えた数多くの質問の一つはサイバーセキュリティに関するものでした。同代表者は、サイバーセキュリティは自身の会社の最優先事項であると述べました。その会社は、大量のリソースに支えられた作戦本部とも言えるものを有しており、データへの不要なアクセスを一切排除することにしました。

バーンボーム氏と同代表者は、ビッグデータの利用が保険全般に与える影響に関して見解を異にしていました。バーンボーム氏は、保険の本質はリスク・プーリングにあるのに対し、このモデルはセグメント化に移行しており、その結果、もはやプーリングではなくなっていると述べました。これに対し、同代表者によると、ビッグデータは相関の改善やリスクなどのより正確な評価をもたらします。表明された懸念の一つはそうしたサービスを提供する組織の数であり、それらの組織すべてに提出させたり、規制当局にその提出物をレビューさせたりするのは、膨大で非現実的な仕事になるということでした。

規制当局は、2017年に果たすべきビッグデータに関する多くの任務や最終的な提言の日程に同意しました。その中にはビッグデータの定義の作成が含まれています。その定義が公表され、一般コメントが募集されることになるでしょう。

バーンボーム氏は、同ワーキンググループはさらに3つの新たな任務を追加すべきであると提案しました。一つは、規制当局によるビッグデータやリソースの利用に取り組むことです。次は、保険会社の責任の枠組みを確立すること、そして3番目はテレマティクスから生成されるデータの利用を検討することです。同氏は、全米保険立法者協議会(National Conference of Insurance Legislators: NCOIL)が現在、誰がテレマティクスから受け取ったデータの所有者としてそれを使用許諾できるかという問題を検討しており、規制当局もそうすることが時宜に適していると思われるかと述べました。

業界代表者の多くはビッグデータの利用を支持していました。ある情報提供会社の代表者の指摘によると、消費者文化に変化が生じており、次世代の大規模な消費者であるミレニアル世代は、自動的に効率的なアクセスやカスタマー・エクスペリエンスを望んでおり、より低価格で効率的な商品が得られるのならプライバシーについてさほど懸念していないとのことでした。

FRBのアプローチに対して 慎重な同意

金融安定(EX)作業部会では、米国連邦準備制度理事会(FRB)が提案した資本要件、およびシステム上重要な金融機関(Systemically Important Financial Institution: SIFI)等FRBの監督下にある保険会社を対象とする健全性強化基準に関するプレゼンテーションが会議の中心を占めました。

これに関連する論点の中で、米国金融安定監視委員会(Financial Stability Oversight Council: FSOC)の任期を終えたノースダコタ州保険局長官のアダム・ハム氏は、FSOCにおける経験を有益だったとしながらも、改善の必要性を指摘しました。

ニュージャージー州保険局長官のピーター・ハート氏は同作業部会を代表して、IAISにおけるグローバルにシステム上重要な保険会社(G-SII)の規制に対する取り組みの進捗状況と日程について論評しました。それによると、再生・破綻処理の段階の作業が続いており、ICP12および国際的に活動する保険グループの監督の共通の枠組み(ComFrame)のモジュール3・エレメント3の見直しが提案されています。

大手保険会社2社の代表者がFRBの提案を取り上げました。一つの保険会社の代表者はFRBが提案した健全性基準について触れ、「提案された基準は、限定的で控えめながら…(銀行と比較して)一定の調整がなされている」と述べました。

同代表者は、現金に流動性があるとみなされていないことに触れて、「何をもって流動性が高く、容易に売却可能であるとみなすかの定義は(修正すべきである)と考えている」と述べました。そして、現金は集中リスクを避けるために分散化すべきであるが、排除すべきではないと主張しました。

同様に同代表者は、クレジットラインが流動性戦略の一部とはみなされないことにも触れ、かかる使用も分散化すべきであるが、考慮の対象とすべきであると主張しました。

キャッシュフロー予測やストレステストの頻度は銀行でのレベルより減らすべきであると同代表者は述べました。そして、それらはむしろ活動ベースで実施すべきであり、総合的なテストは四半期に1回、リスクと負債の評価は年1回、一部の活動は必要があれば四半期ごとよりも頻繁にテストを行うべきと述べました。

同代表者は、自身の会社はその計画の基本原則と諸要素を支持しているものの、依然さらなる調整が必要と考えていると述べました。しかしながら資本基準については、同代表者はSIFIに関する最も適切なアプローチとして、FRBが提案した連結アプローチではなくビルディング・ブロック・アプローチが好ましいと表明しました。

もう一つの米国の大手保険会社の代表者は最初に、自身の会社はFRBの規制対象ではなく、国際的に活動する保険グループ(IAIG)にも該当しないが、「依然として波及効果を懸念しているため」、そのプロセスに関与していると言及しました。そして、現在検討されている事項が事実上の業界基準となることへの懸念を表明しました。

同代表者は、基準の調整に関するFRBの解説が保険分野に適切に配慮されており勇気付けられたとともに、FRBがソルベンシーIIのような市場整合的価値によるアプローチの不安定性を認識していることも心強いと述べました。

同代表者は、連結アプローチは大手保険会社の現行の内部実務やIAISと矛盾していないように思われると指摘しました。そして、懸念されるのは不安定性と比較可能性であると述べました。

発言の最後に、サープラス・ノートはグループ資本として適格な多くの特性を備えていること、および配当付き商品はリスクプロファイルを反映するためにその資本を調整するか負債を再表示すべきであることを指摘しました。

様式F、ORSA、ICPなどのトピックについて議論

グループソルベンシー問題(E)ワーキンググループはIAISにおける活動や様式Fの調査結果に関する質問を受けました。

ネブラスカ州のクリスティー・ネイバース氏は、ICP3とICP25の見直しが進められていることおよびIAISにおける作業の焦点について同ワーキンググループに説明しました。ある米国保険会社の代表者は、保険資本基準 (insurance capital standards: ICS) は保険基本原則 (ICP) に組み込まれることにより金融セクター評価プログラム (FSAP) の基準になるのかと質問しました。ネイバース氏は、そのようには考えていないと答えました。このことが重要なのは、国際通貨基金 (IMF) が各国の保険分野におけるICPの遵守状況を評価しているためです。

PCIのステーブ・ブローディー氏は、IAISは範囲の問題を検討しているのかと質問しました。同氏はその例として保険グループの範囲を定義するICP23を挙げました。ネイバース氏は、IAISのワーキンググループは再度取り上げる必要のない問題の再検討は望んでいないと答えました。同ワーキンググループは、規制の目的上グループの一部とすべきグループ内の事業体について検討しています。

またネイバース氏は様式F/ORSA調査の結果についても説明しました。提起された質問の中には、リスクをもたらす問題と全関係者を捉えるには提出物をどう見直すべきかという質問がありました。これに対し、ガイダンス・マニュアルの作成、最終支配者 (ultimate controlling person: UCP) を含めることを求める指示、重複を少なくするための

様式F/ORSA要件の分割などの提案がなされました。

議論の展開の結果、正式なガイダンス・マニュアルの作成に要求される時期に関する懸念を踏まえ、ガイダンス・マニュアルの代用物を作成することに意見が一致したようでした。



米国を本拠地とする 保険会社と再保険会社は ソルベンシー II により 大きな困難が発生

国際保険関連(G)委員会へのパネル・プレゼンテーションの焦点となったのは、ソルベンシー II 規制下にある一部の欧州各国で事業を行う米国の保険会社や再保険会社が、同等性の合意やカバード・アグリーメントがないために、新たな困難に直面していることでした。保険会社は、自身が現在直面する不確実性に関する懸念を表明するとともに、その懸念を解消しないまでも、低減するには同等性が必要であると述べました。

米国のある大手保険グループの代表者は、「我々の見るところ、米国とEU間の現在の状況は全く筋が通らない。欧州側について言えば、状況は悪化している」と発言しました。

この代表は、自身のグループは英国に子会社があり、19のEU加盟国で直接業務を行っていると告げました。そして、企業がイングランド銀行の健全性規制機構(PRA)に情報を送付することを要求される免責プロセス(waiver process)が負担となっていると述べました。さらに、「その市場で業務を行う米国の保険会社にとって、この上なく不確実な環境になっている」と指摘しました。そして、ソルベンシー II 規制の食い違う解釈、ソルベンシー II の見直し、プレグジットなどの様々な外的影響を挙げました。

「何らかの措置を強く求めたい…。今のところ、それらの問題に対処する唯一の方法はカバード・アグリーメントであると考えている」と同代表者は発言しました。

1988年からEUで事業を行っている米国の再保険会社の代表者は、「現在、欧州にはたくさんの懸念があると見ている」と発言しました。そして、ソルベンシー II の採用国は、ソルベンシー II の準備中と導入後に障壁を引き上げたと言いました。

そうした変化には、100%の担保差し入れの要求など、米国企業に対する差別の拡大が含まれている、と同代表者は述べました。そして、自社のような企業は、費用と時間のかかる免責の申請を余儀なくされる上、その免責は意のままに取り消される可能性があることに不満を表明しました。さらに、ソルベンシー II の適用方法のために、米国の再保険会社には異なる結果が生じる事態となっていると述べました。

同代表者はさらに、それ以外にも制限が適用されるため、米国企業は市場から閉め出されるか高コストを甘受していると非難しました。同代表者によれば、2009年に当該会社は英国の規制当局から英国支店を子会社に転換することを求められました。しかし会社は転換を望んでいませんでした。

同代表者は次に、2012年に英国の規制当局から、ニューヨーク州金融サービス局(Department of Financial Services:DFS)を同等の規制当局とみなしていない旨を告げられ、英国子会社の設立を強制されたことを明らかにしました。2015年にもPRAは、米国には同等の規制当局が存在しないと主張し、多額の費用をかけて特定の契約をカバーする信託を設立することをその会社に要求しました。

同代表者は、米国は州ベースの規制制度を完全かつ無条件に認めさせ、欧州市場への完全かつ自由なアクセスを獲得するべきであると同委員会に述べました。

英国を本拠地とする欧州の持株会社の傘下であり、パスポート制度により欧州全体で業務を行っている米国企業の代表者は、グループ監督に関する同等性が認められていないため、非常に大きな不確実性が生じていると発言しました。そして、こう述べました。「当社の観点から見て、同等性が必要である。」

アイルランドの子会社を通じてEUで9つの営業所を運営するグローバル再保険会社は、「ソルベンシー II の不均質で差別的な展開」に不満を表明しました。米国の大手保険会社の代表者は支配的な感情を次のように要約しました。「今日、何が起きるかに関して著しい不確実性がある…。これはまさに未知の領域と言える」

市場行動年次報告書の変更の可能性

市場分析手続(D)ワーキンググループでは、とりわけ生命保険と年金保険の提供者および歯科保険と就業不能保険の提供者に影響すると考えられる市場行為に係る年次報告書(MCAS)の変更の可能性について議論がなされました。

消費者運動家のバーニー・バーンボーム氏は、社会保障死者マスターファイルの利用および未請求給付に関する情報を反映するために生命・年金保険のMCASに施される可能性のある変更において、定義・記述されたデータ要素を支持すると発言しました。そして、保険金信託口座(retained asset account: RAA)に関する情報を追加することを提案するとともに、そのデータ要素が全米保険立法者協議会(NCOIL)モデルおよび提案されているNAICモデルを反映していると述べました。

ACLIの代表者は、その提案を「主に彼(バーンボーム氏)が作成した文書」であるとした上で、ACLIはこの変更を不要と考えているが、できる限りの協力はすると述べました。しかしながら同代表者は、そのモデル法がまだA委員会によって採択されていないことを指摘し、レイバー・デイ後に議論を再開することを求めました。

バーンボーム氏は、それらの要素はアイオワ州が作成したものであり、同ワーキンググループは確実に重複をなくすために努力しており、20以上の州がすでに未請求給付法を制定していると答えました。同ワーキンググループの座長は、9月下旬までこの問題に関するコメントを引き続き受け入れると述べました。

座長はまた、新たな保険種目をMCASに追加すべきかどうかと問いかけてきました。ある規制当局は、歯科保険と就業不能保険を追加することが有益であると示唆しました。バーンボーム氏は洪水保険と強制付保保険(lender placed insurance)をMCASに追加することを提案しました。同氏は、この2つは貸出と保険が交差する

部分にあり、連邦が関心を寄せ、何らかの監視を行っている」と述べました。同氏は、連邦保険局(FIO)がこれらの問題の一部に注目していることに触れ、これがきっかけでFIOが保険規制に対する権限を拡大することへの関心を表明しました。

州規制当局がどうすれば公営洪水保険に関する情報を入手できるかとの質問に対し、バーンボーム氏は、全米洪水保険制度(NFIP)にNAICへの協力を呼びかけることを提案しました。そして、このことはNFIP、規制当局および保険会社にとって有益であろうと述べました。

米国銀行協会(ABA)の代表者は、コメントのための期間を求め、9月20日までの期間が認められました。



NAIC提供

D委員会では認定や強制仲裁に 反発の声

バラは別の名前と呼ばれたとしてもやはりその香りは甘いのでしょうか。認証制度 (accreditation program) の場合はどうでしょうか。認証が認定 (certification) になった場合、どんな違いが生じるのでしょうか。

これらは、市場規制・消費者問題(D)委員会の会議で多くの人が疑問に思った問題であり、出席した規制当局の間に激しい対立を引き起こしました。これに対し、同委員会が取り扱った別の重要な問題、強制仲裁に対する反応では規制当局はまとまっていたようで、対立は業界と消費者運動家の間で生じました。

同委員会は、州規制当局を対象とする市場規制認証プログラムに取り組んできました。この制度は、各州に一定の最低水準の市場規制能力を堅持させることを目的とするものであり、財務認証が支払能力に対して果たすのと同様の機能を市場行為に対して果たすことを期待されてきました。

これに代わるものとして、同委員会は市場規制認定制度を提示されました。ネブラスカ州保険局長官のブルース・ラムジ氏によれば、この制度は不遵守に対する罰則を設けておらず、州が利用するツールと言えるものです。

ペンシルベニア州保険局長官のテレサ・ミラー氏は、このプログラム、特にその利用法に関して「広範で全体的な懸念」を表明しました。ニューヨーク州保険局長官のマリオ・ヴッロ氏は認定に懸念を抱いていると発言しました。同氏によると、それが任意なら問題ありません。ガイドラインであればいいのですが、認定は結果を連想させると言うのです。

同委員会委員長を務めるインディアナ州のステーブ・ロバートソン氏は、「決して全員が満足することはないと分かっていた」と述べました。ラムジ氏の指摘によると、同委員会の当初の

任務は認証制度を発展させることでしたが、表明された懸念(特に、支払能力認証制度との混同に関する懸念)を考慮して認定制度という名称を変更する決定を下したのです。しかし、それ以外の変更は大してなされていないようです。

誰が認定を実行するのか、とカリフォルニア州保険局長官のデイブ・ジョーンズ氏は質問しました。ロバートソン氏は、NAICがその決定の責任者を任命することになると答えました。その時期が議論され、3~5年間で段階的に導入することが計画されています。

「これは、ステータスを分け与えようとする手段と言っていていい…。各州が少なくともこの特定の基準を満たすことは分かっている」とワシントン州保険局長官のマイク・クレイドラー氏は述べました。

ロバートソン氏の熱のこもったスピーチの後、議長の決選投票により同委員会はこの提案を採択しました。採択の後でさえ、これが認定の提案が基準に向けた一歩なのか、また各州はこの基準を充足することを要求されるのか、あるいはどんな方法で充足するのか、基準を充足しない場合どんな影響が想定されるのかなどは、多くのオブザーバーにとって不明なままでした。

消費者金融保護局(CFPB)が、規制権限を有する金融サービス契約の強制仲裁条項を禁止する意向を発表して以後、強制仲裁は重要な消費者保護上の懸念事項となりました。業界は必ずしも同局の懸念を共有していません。

米国保険協会(AIA)の代表者は、「消費者に配慮した簡素で効果的な手段」という強制仲裁の利点を

を喧伝すべきであると同委員会に求めました。

これに対して、ロバートソン氏は、企業はなぜ、保険契約が発行された州以外の州で仲裁を行うことを消費者に要求するのかと尋ねました。PCIの代表者は、拘束的な仲裁は、無保険のドライバーおよび財産請求の価額査定プロセスという2つの分野を除けば、個人保険種目では希であると指摘しました。そして、この条項を禁止することはほとんど意味をなさないとPCIは考えていると述べました。

NAMICの代表者は、規制当局は保険契約のどんな条項についてもそれを承認する前に反対することができ、仲裁を禁止しても単に訴訟が増えて、費用が増加するだけだと述べました。米国医療保険協会(AHIP)の代表者は、ACA(医療費負担適正化法)の成立以後、保険契約は少なくとも3回審査・承認されていると発言しました。そして、AHIPは「迅速に紛争を解決する方法」を求めており、それが可能になるべきであると述べました。

ACLIの代表者は、仲裁より優れた方法が存在することを示した証拠はないと付け加えました。

規制当局と消費者の代表者は共に現行プロセスに対する重大な懸念を表明しました。その多くは、仲裁が、米国から遠く離れた国で、保険契約が発行された州とは異なる法律に基づき、保険会社の見解を反映するように選任された仲裁人によって実施されるという要件に関連するものでした。同委員会は今後もこの議論を継続します。

市場規制認証とNFIPの再更新が全体会議で問題化

執行委員会と全体集会の合同会議として開催される最終セッションは通常なら穏やかに進行するのですが、今回はいつも以上の興奮に包まれました。C委員会における洪水保険の改革をめぐる議論やD委員会における市場規制認定に対して以前表明された懸念がこのセッションで蒸し返されたのです。

ルイジアナ州保険局長官のジム・ドネロン氏は、C委員会におけるNFIPの「いわゆる議論」に懸念を表明しました。同氏は、各々の関係者は議論の時間として1分しか認められなかったと指摘しました。

ドネロン氏は、「これには私は本当にがっかりさせられた」として、マイアミの会議でこの問題に

関して別個の公開公聴会を開催することを要求しました。ミシシッピ州保険局長官のレイ・ファーマー氏もこれに同調して、「実際、もっと検討することが必要である」と発言しました。

オレゴン州保険局長官のローラ・カリ氏はこのセッションへの報告で、市場規制認定制度は点呼式投票により7対6で採択されたことをこのグループに明らかにしました。同氏は、この制度を「12の要件を取り扱う、州の自己認定制度」と説明した上で、今は全体会議での採択を要求しないが、12月にはまた戻ってくると告げました。

ノースダコタ州保険局長官のアダム・ハム氏は、認定が認証に至る中間段階なのか、そしてそれは

どんな効力と効果を持つのかと質問しました。ネブラスカ州保険局長官のブルース・ラムジ氏は、それは均一なプロセスを促進する手段の一つにすぎないと答えました。

ある規制当局は、小委員会では認定を行うのはNAICであるとされたことに触れ、これは自己認定ではないと述べました。これはC委員会での説明に類似しています。

ラムジ氏は、この問題が次の段階で議論されることを示唆しました。そして、「我々は、冬季全国会議までですべてが解決されることを望んでいる」と述べました。



NAIC提供

サイバーセキュリティ・モデル法の新バージョンも業界の反対に直面

新たなサイバーセキュリティ・モデル法を模索する動きが続いています。NAICの保険データ・セキュリティ・モデル法の第二弾の討議草案が8月17日に公表され、コメントが募集されました。しかし、業界の反応を見定めるという点では30日という期間は不必要でした。

ACLIは、引き続き根本的な懸念を抱いているとした上で、モデル法案では種々のセキュリティ侵害の

通知に係る法律に対処し、統一的な基準を定めることが重要であると述べました。PCIも統一性に関する懸念を表明しました。そして、侵害の通知に関わる損害基準が存在しないこと、および個人情報非常に広く定義されていることを指摘しました。米国再保険協会(RAA)も他のコメントと同じ考えを示すとともに、侵害が発生し、異なる関係者から多数の通知がなされた場合、どのような対応がなされる

のかと質問しました。そして、違反の発生時に保険局長官はどのように協議し合うのかと問いかけました。

他の多数の業界団体も押しなべて同じ表現で反対を表明しました。



NAIC提供

短信

A委員会がCFPBに干渉の中止(MYOB)を申し入れ

NAICスタッフのブルック・ストリンガー氏は、11月28日に社会保障死亡者マスターファイル(DMF)へのアクセスを取り扱う最終規則が2014年以降導入されていた暫定規則に取って代わる旨を生命保険・年金(A)委員会に告げました。このファイルは、死亡した可能性のある生命保険や年金保険の被保険者を検索するために保険会社によって使用されるものです。

ストリンガー氏は、保険契約を背景とする契約者貸付を含む金融サービス取引から強制仲裁を排除することをCFPBが望んでいると述べました。NAICはこれに反対するコメントを送付し、これは保険に関することであり、したがって州の所管事項であるとしてその提案の撤回をCFPBに求めました。A委員会はまた、NAICが生命保険検索サービスを開始した旨の報告を受けました。

C委員会がNFIPの再更新について議論

損害保険(C)委員会委員長のペンシルベニア州保険局長官テレサ・ミラー氏は消費者運動家のバーニー・バーンボーム氏に対し、その発言の口調が敵対的であるとして失望を表明しました。バーンボーム氏は、NFIPの再更新に関するC委員会の勧告に反対を表明して、「それらの問題を

解決する方法はある。しかし、失礼を承知で言えば、草案として作成された原則ではその解決にならない」と述べたのです。これに対し、全米専門保険代理店協会(Professional Insurance Agents of America:PIA)の代表者は、民間洪水保険市場やNFIPの長期的再更新、軽減計画の立案を含め、同委員会が挙げた原則を支持すると発言しました。AIAの代表者は、「有意義な改革にはリスクベースの価格設定が必要である」と述べました。同委員会は寄せられたコメントすべてを検討した上で電話会議を開催し、さらに議論する予定です。

証券評価(E)作業部会がインフラに関する計画を聴取

証券評価(E)作業部会は、保険会社、特に生命保険会社がインフラプロジェクトへの投資から利益を上げる方法について様々な利害関係者からプレゼンテーションを受けました。パネリストたちは、それらは生命保険会社にとって魅力的であり、あるいはそうであるべきだが、資本の取り扱いなどの事項に関するNAICの措置が必要になる可能性がある」と指摘しました。これらは、利益を生み出すインフラ投資を実現するための方法に関する議論の第一歩です。

E委員会が消費者保護の緊急時対応計画について議論

財務状態(E)委員会は、カバード・アグリーメントの交渉の結果、発生する可能性のある悪影響から

米国の消費者と米国の元受保険会社を保護するという任務の成果として、消費者保護担保(consumer protection collateral)に関する緊急時対応計画の選択肢について議論しました。その選択肢としては、消費者保護の強化のために、認定再保険会社(certified reinsurer)のプロセスを拡大すること、米国の元受保険会社に追加資本を要求すること、および認定再保険会社の条項に基づく追加情報の提出を再保険会社に要求することという3つの方法があります。規制当局がその議論の中で強調した主な見解や疑問は次の通りです。再保険会社が料率および様式の情報を届け出るべきかどうか。RBCにおける未収再保険金の取り扱いに対する変更の可能性。新たな再保険の認可によって、保険契約者のリスクに対処し、伝統的保険会社に共通の特定の要件を軽減することができるか。再保険の適切な規制にはソルベンシーの枠組みに対する大幅な根本的変更が必要となる可能性があるか。

NAICスタッフは、文書を公表してコメントを募集できるようにするために、覚書の中でその他3つの選択肢に付随する追加的な方法の草案を作成することを指示されました。RAAIは、それらの選択肢をより適切に評価するため、喜んで同委員会に協力すると述べました。PCIは、選択肢を検討する前にすべての問題を完全に理解して文書化することを同委員会に提言しました。

今後の予定

11月10~11日:IAIS年次総会、パラグアイ、アスンシオン

11月17~20日:NCOIL年次総会、ネバダ州ラスベガス

12月10~13日:NAIC秋季全国会議、フロリダ州マイアミ

保険数理分野の最新動向

PBR関連の活動が続いていますが、生命保険責任準備金評価マニュアル(VM-20)の最新版が8月29日に公表され、PBR適用開始日である2017年1月1日に現行版となる予定です。これ以外の活動には、プリンシプル・ベースの年金準備金積立基準(VM-22)に関する取り組みの推進、長寿リスクに関する作業と議論の迅速化などがあります。NAICの2016年夏季会議で示されたLATF(生命保険数理作業部会)のハイライトは以下の通りです。

生命保険のPBR(VM-20)

NAICは、2016年8月29日までに採用された変更をすべて組み込んだVM-20の最新版を公表しました。これは、PBR適用開始日である2017年1月1日に現行版となる予定です。

責任準備金評価マニュアルは「生きた文書」であることから、VM-20関連の活動は続いています。そうした活動として以下のものがあります。

- **デフォルト・コストとスプレッド** NAICは、2016年第2四半期に係る最新のVM-20のデフォルト・コストと投資スプレッドに関する最新情報を示しました。示されたデータによると、2015年の年間デフォルト・コストとスプレッドは、2014年のデフォルト・コストに比べ、すべての格付けカテゴリーおよび加重平均残存期間で軒並み低下しました。またACLIは、1カ月遅れで実行されるデフォルト・コストとスプレッドの手法の見直しを提案しました。LATFは、ACLIから正式に提出された段階で当該提案を検討する予定です。
- **PBRのパイロット・プロジェクト** NAICは、9社がサンプル期間にわたりULSG(無失効保証付ユニバーサル生命保険)についてVM-20関連の準備金と報告を提出するという「先行演習」を実施するパイロット・プロジェクトに関する最新情報を示しました。各社は、要求されるVM-20

のモデル化を行い、NAICのレビューを受けるため「模擬的な」VM-20書式用紙とVM-31報告書に記入します。その後、規制当局がそのデータをレビューし、NAIC冬季会議で結果と提言を提示することになっています。

- **PBRの簡素化された報告** NAICは、規制上要求される様々な保険数理報告書(全部で19種類)をレビューし、報告のひな形を用いてそうした報告を「簡素化する」ための提言を行う目的でコンサルタントを雇いました。そのひな形は、報告書に共通する要素を組み入れるなどの特色を持ったものとなります。コンサルタントは、それらの報告書の改良に向けた特定の提言につながると期待される活動に関する最新情報を提供しました。

合同長寿リスク(A+E)サブグループ

合同長寿リスク・サブグループ座長は、米国アクチュアリー学会(AAA)の長寿リスク作業部会の活動である2015年資産十分性テスト(AAT)に基づく調査の結果を提示するとともに、長寿リスクに対する業界のエクスポージャーを評価する計画を提案しました。

AAAの長寿リスク作業部会は、この分野における調査や業界のインプットの面でLATFを支援しています。これまで同作業部会は一定のモデル化を実行しており、それに関し初段階の所見として以下のことを指摘しています。

- 死亡率の改善は、年齢、性別、期間などによって大きく異なる。
- 総じて長期的なキャッシュフローへの影響が比較的緩やかなため、長寿リスクの発生は、時間と共に(死亡率リスクよりも)ゆっくりと進む。
- しかしながら、AATによると、結果として生じるキャッシュフローに比べ、リスクはより早く準備金に反映される。
- この時点で、比較的短期的な「RBCの計測

期間」は長寿リスクを十分に反映していないと思われる。

そうしたリスクが国際的にどう取り扱われているか(すなわち、ソルベンシーII)を含め、作業や議論は今後も続けられます。

PBRに関する米国アクチュアリー会(SOA)の調査

SOAはPBRへの準備状況に関する調査を実施しました。調査票が218社に送付され、72社から回答がありました。回答は無記名式で、7月から8月にかけて回収されました。デイル・ホール氏は、以下を含む結果の概要を提示しました。

- 72社のうち15社が2017年1月1日時点で少なくとも一つの商品をPBRに移行させる予定である。
 - 15社すべてが大規模で、大量の定期保険やULSG保険を保有している。
 - すべてが独自の死亡率調査を実施しており、大部分が独自の失効/解約調査を実施している。
 - 15社のうち13社が、PBRの保険に関連する、ある種の再保険を保有している。
- それ以外の57社はPBRに移行する計画を有していない。
 - 57社のうち多くは3年の移行期間を利用する意向である。
 - 11社は小企業を対象とする適用除外を利用する意向である。
 - 11社は、税金準備金の問題や不確実性のために導入が遅れることを示唆した。
- 企業全体の44%は2017年1月1日時点の2017年CSO(中央統計局)表を使用する予定、38%は使用しない予定、18%は未決定である。

SOAは9月末までに調査結果全体を公表する予定です。

定額年金(VM-22)サブグループ

VM-22サブグループのフェリックス・シリッパ座長はサブグループの活動に関する最新情報を提示しました。同サブグループはAAAに対して、定額年金に係る責任準備金評価利率の現代化、特に、現在の方法によって生じる低金利時のマイナス・マージンの修正を支援するよう求めています。

これに応じてAAAは、算定に使用される割引率の変更を提案する預託基金ワーキンググループを設置しました。現在、同ワーキンググループは、最低準備金とモデル準備金を定めた、アクチュアリアル・ガイドライン(AG)43の準備金積立要件と一致する割引率の手法に向けた作業を進めています。

ACLIのジョン・ブルーインズ氏は、様々な準備金の選択肢に関して9社によって実施されている任意テストの最新情報を提供しました。これまでに3社が結果を提出しましたが、この早い段階で言えるのは、簡易化された方法における準備金が最も高いということです。次のステップは分析を完了し、必要なら改訂を提案することです。

この最新動向はラス・メンツェが作成しました。コメントや提案は作成者(rmenze@deloitte.com)にご送付ください。



NAIC提供



NAIC提供

医療保険分野の最新動向

医療保険・マネージドケア(B)委員会やその作業部会、ワーキンググループはNAIC夏季会議で、保険コストに影響する要因や医療費負担適正化法(Affordable Care Act:ACA)に絡む実施についての問題に引き続き重点を置きました。

医療改革に関する規制代替案(Health Care Reform Regulatory Alternatives)(B)ワーキンググループ(HCRRRA)は、もはや市場に参加していない医療保険制度の加入者を新制度に自動加入させることに対する規制当局の懸念について議論しました。ウィスコンシン州は、そうした実務は同州の契約法に抵触する可能性が高いと指摘しました。

HCRRRAはさらに、コスト・シェアリング・リダクション(CSR)の支払いの不確実性に起因するシルバーレベルのプランの料金設定に関して検討中となっている問題について、米国医療保険協会(AHIP)からのプレゼンテーションを受けました。

ACAの下では、シルバーレベルのプランを購入した所得条件充足者の自己負担額(免責額、

コーペイ(co-pay)などを低減するために、保険会社へのCSRの支払いが制度設計されました。ACAは、そうした所得条件充足加入者を対象とする給付に関する制度設計の強化を保険会社に要求するとともに、連邦政府による保険会社への支払費用の償還を定めています。ところが2016年5月には、保険会社へのCSRの支払いは政府支出の対象ではなかったとして、その支払費用償還の禁止を求めてオバマ政権を提訴した米国下院を支持する判決が連邦地裁判事によって下されました。この判決は上訴中のため、支払いは続けられているものの、地方裁判所の判決を支持する判決が上訴審で下された場合、保険会社に対する今後のCSRの支払いの利用可能性や時期に影響を与える可能性があります。

ACAは、連邦政府から受け取る補助金とは無関係に、コーペイや免責額の引き下げを所得条件充足者に提供することを保険会社に要求していることから、CSRの支払いが減額あるいは廃止された場合、シルバーレベルのプランの原価構造にそれが組み込まれることとなります。AHIPの見積り

によると、シルバーレベルのプランにかかる費用が約20%増加します。2017年の料金表の提出前に訴訟結果が明らかになる可能性は低いため、保険会社は、医療保険取引所におけるシルバーレベルのプランの料金を適切に設定することが困難になる可能性があります。

HCRRRAはCSRの支払いに関する措置や提言を行いませんでしたが、この問題は引き続き監視の対象となっています。

医療保険・マネージドケア(B)委員会の中心的な会議では、経費削減と医療の質のバランスが焦点となり、パリューベイド保険設計(Value Based Insurance Design)(個人が質の高い医療の決定を下すことを促進するためのコーペイや免責額の仕組みの変更)や救急輸送機(air ambulance)市場に関するプレゼンテーションがなされました。

この最新動向はニック・ヒューメとリン・フリードリックスが作成しました。作成者の連絡先は nfume@deloitte.com および lfriedrichs@deloitte.com です。



NAIC提供

NAICの会計処理に関する最新動向

本セクションの全米保険監督官協会(NAIC)の最新動向では、法定会計原則(E)ワーキンググループ、会計実務・手続(E)作業部会および財務状態(E)委員会が、2016年夏季会議と臨時電話会議で議論、採択および公開した会計処理や

報告に関する変更を取り上げます。それらの会議で最終決定された実質的な変更は、以下に記載したような明確な発効日が定められています。会議で最終決定された非実質的な変更は、特に断りが無い限りすべて採択と同時に発効します。

法定会計原則ワーキンググループ

中間段階の動向:法定会計原則ワーキンググループ(SAPWG)は2016年6月9日の臨時電話会議で、以下の**実質的な**改訂を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-47	SSAP第51号—生命保険契約	生命 医療	改訂により、プリンシプル・ベースの準備金積立の導入の一環として責任準備金評価マニュアルへの参照を追加する。	なし	なし	2017年
2015-02	SSAP第86号—デリバティブ SSAP第103号—金融資産の譲渡およびサービシングならびに負債の消滅 イシューペーパー第152号—空売り	損害 生命 医療	改訂により、空売りに関する会計ガイダンスおよび担保付借入取引に関するガイダンスを追加する。これらの改訂は、空売りの債務を負債ではなく負の資産 (contra-asset) として反映することを要求するという変更を加えた上で、空売りに関する米国GAAPのガイダンスを採用するものである。他の変更点としては、評価差損益を米国GAAPのように直接純利益に認識するのではなく、未実現損益として認識することを要求していることがある。 さらに、この改訂により、空売りが、通常渡しの証券取引 (regular-way security trade) の例外を含め、デリバティブ商品とみなされるかどうかの決定に際して米国GAAPのガイダンスを採用する。その結果、空売りは総じて法定会計原則ステートメント(SSAP)第103R号に従って会計処理されることになる。「空売り」に類似していてもその基準を充足しない契約は、先渡契約としてSSAP第86号の適用対象となることがある。	あり	あり	2017年

中間段階の動向:法定会計原則ワーキンググループ(SAPWG)は2016年6月9日の臨時電話会議で、以下の**非実質的な**改訂を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-41 2016-09 2016-11	SSAP第1号—会計方針、リスクおよび不確実性、ならびにその他の開示	損害 生命 医療	改訂により、「5*」の指定を受けた有価証券の数、およびそれらの有価証券の調整後保有価格(book adjusted carrying value:BACV)と公正価値に関する当期と前期の情報を捉えるための新たな開示を採用する。 改訂により、保険会社の財務諸表に資産として計上された担保資産の総額、およびそれに対応する、当該担保返還に関して認識された負債を捉えるための新たな開示を採用する。 改訂により、保険リンク証券のためのデータ収集に関する開示テンプレートの最新版、および開示の諸コンポーネントの記入方法を明確化するための文言を組み入れる。	なし	あり	2016年
2016-05	SSAP第2号—現金、為替手形および短期投資 SSAP第26号—債券 SSAP第30号—非関連会社普通株式、および SSAP第32号—優先株式	損害 生命 医療	採用された改訂により、 <ul style="list-style-type: none"> 債券、普通株式または優先株式のいずれかとして会計処理されるかにかかわらず、ミューチュアル・ファンドへの投資に関連するガイダンスを明確化する。 これらのSSAPからクラス1のマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンド・リストを削除する。 マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドが短期投資であることを明確化する。さらに同ワーキンググループは、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドを現金同等物として分類することを要求する実質的改訂案を公開した。この報告の実質的項目の公開のセクションにおける参照番号2016-18を参照のこと。 	あり	あり	2016年
2015-23	SSAP第26号—債券、および SSAP第43R号—ローン担保証券および仕組み証券	損害 生命 医療	改訂により、CUSIP番号ならびに繰上返済違約金および／または期限前返済手数料の結果として発生した投資利益額を捉えるための新たな開示を追加する。追加的な改訂により、投資の処分時に計上すべき投資利益および／または実現譲渡損益の金額を明確化する。	あり	あり	2017年

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-43	SSAP第86号—デリバティブ	損害 生命 医療	改訂により、天候デリバティブに関連するGAAPの文言と例示を採用する。この文言と例示には、保険事象の結果として保険契約者に負債が発生するか、または保険契約者がリスクに晒されている特定の資産もしくは負債の価額が悪化した場合に限り、保険契約者が補償を受ける権利を得る保険契約に、天候デリバティブに関するガイダンスが適用されないことを明確化するための変更が加えられている。天候デリバティブは、本SSAPIに基づく他のデリバティブと一貫する形で評価と報告を行うことを要求される。	あり	なし	2016年
2016-08	SSAP第92号—年金以外の退職後給付、およびSSAP第102号—年金	損害 生命 医療	改訂により、純期間給付費用に含まれるサービス費用および利息費用の構成要素の測定にスポット・レート法を使用することを認める新たなガイダンスを採用する。	あり	あり	2016年
2016-04	SSAP第97号—子会社、被支配会社および関連会社	損害 生命 医療	改訂により、SCAIについて計上された価額、およびNAICに対してSCAIに関する提出を行った後に受け取った情報を詳細に記載する、データ収集に関する開示テンプレートを採用する。	なし	あり	2016年
2016-07	SSAP第101号—所得税	損害 生命 医療	改訂により、流動・非流動繰延税金資産および負債の表示に関する最新の米国GAAPガイダンスの適用を排除する。その理由は、区分式財政状態計算書を報告しない保険業界にとってこのガイダンスは適用不能なためである。	該当なし	該当なし	該当なし

現在の動向: SAPWGは2016年夏季会議で以下の**実質的な**修正を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-15	SSAP第51号—生命保険契約	生命 医療	<p>改訂により、プリンシプル・ベースの準備金積立の採用に伴う評価の変更の会計処理に関するガイダンスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報告 — 評価基準年次報告書上の保険種目の変更における剰余金に対する評価基準の変更による影響については現行の報告を継続する。 • 評価基準の変更に含まれる項目 — 方法または方法の適用における任意の選択の変更該当する項目 • 評価基準の変更から除外される項目 — 既存の方法に基づいて要求される、実績に基づく準備金積立の前提の更新は、評価基準の変更として反映されないことが提案されている。例えば、プリンシプル・ベースの準備金積立方法の要求に従い、3種類の算定方式の準備金(純保険料式責任準備金、決定論的または確率論的)のいずれか一つから別の準備金に変更することは評価基準の変更とはみなされない。 • 移行ガイダンス — プリンシプル・ベースの準備金積立の初度採用と適用に関する明示的なガイダンスが、導入の諸問題の解決支援のために提供される。責任準備金評価マニュアルは、適用開始日(2017年年1月1日)以後に発行される保険契約を対象とする将来に向かったの適用を要求している。したがって、評価基準の変更は、初日から剰余金に影響を与える結果になるとは予想されない。 • 企業は3年の移行期間の選択を認められる。 • 現在、プリンシプル・ベースの準備金積立に係る書式用紙の変更案が公開されている。 	あり	なし	2016年

現在の動向: SAPWGは2016年夏季会議で以下の**非実質的な**修正を最終的に採択しました。

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2015-52	SSAP第1号－会計方針、リスクおよび不確実性、ならびにその他の開示	損害 生命 医療	改訂により、脚注1に開示される、許容および規定された実務の報告を拡充するとともに、当該開示では、1つ以上のSSAPまたは財務諸表の項目が、許容または規定された実務によって影響を受け、またグロス／ネットベースの項目を含むかどうかを明記すべきことを明確化する。	なし	あり	2016年
2016-06	SSAP第26号－債券 SSAP第30号－非関連会社普通株式 SSAP第32号－優先株式 SSAP第43R号－ローン担保証券および仕組み証券、および SSAP第100号－公正価値	損害 生命 医療	改訂により、ASU 2016-01「 金融商品 」に基づく、金融商品に関する新たな米国GAAPの認識・測定ガイダンスを排除する。さらに、SSAP第100号の改訂により、公正価値で測定する金融商品の開示から、所定または契約上の満期を有していない預金債務を除外する。	なし	あり	2016年
2015-21	SSAP第55号－未払保険金、損失および損失調整費	損害 生命 医療	改訂により、関連費用控除後の回収見積額として被救助財産 (salvage) および代位を計上することを明確化する。	あり	なし	2016年
2016-14	SSAP第86号－デリバティブ	損害 生命 医療	改訂により、スワップションに関する情報を組み入れる。	なし	なし	2016年
2015-25	SSAP第97号－子会社、被支配会社および関連会社	損害 生命 医療	改訂により、これまで目的・手続マニュアル (Purposes and Procedures Manual) に記載されていた子会社、被支配会社および関連会社 (SCA) の報告・提出プロセスについて詳細に記載した新たな付録を追加する。	なし	なし	2016年

SAPWGIは、利害関係者から文書によるコメントを募集するため以下の項目を公開しました(期限は2016年10月10日。ただし、関係者からのアジェンダ項目2016-03と2016-20のコメント募集期限は2016年11月28日)。

参照番号	タイトル	セクター	公開された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-18	SSAP第2号—現金、 為替手形および短期 投資	損害 生命 医療	実質的 — マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの分類を変更して現金同等物とするイシューペーパーおよび改訂SSAP案を公開した。この提案では、2018年1月1日を発効日として将来に向かって適用することを提言している。 NAICスタッフの提案から2つの論点が導き出される。 01. マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの分類を変更して現金同等物とすることにより、RBCの必要額が増加する可能性が高い。 02. RBCへの影響の論点は、書式用紙ワーキンググループと資本十分性作業部会に検討を付託された。	あり	なし	未定
2015-47	SSAP第51号—生命 保険契約	生命 医療	実質的 — プリンシプル・ベースの準備金積立を円滑に導入するために必要な実質的改訂およびその他の変更を文書化したイシューペーパーを公開した。	あり	なし	未定
2016-03	SSAP第86号—デリ バティブ	損害 生命 医療	実質的 — 変額年金商品に関連する特定の限定的なデリバティブ(マクロヘッジ)に対する特別会計処理を提案するイシューペーパーを公開した。公開期間は90日である。この特別会計処理の提案はSSAP第86号のガイダンスとは分離・区別されるため、新たなSSAPに記載される可能性が極めて高い。 この項目は、変額年金問題ワーキンググループが行った作業、および同グループから法定会計原則ワーキンググループに委託された、ヘッジの有効性の要件を充足しない変額年金商品に関連する特定の限定的なデリバティブ(マクロヘッジ)に対する「ヘッジ会計処理」を検討するという任務に関係している。	あり	あり	未定
2016-20	信用損失	損害 生命 医療	実質的 — 公開期間を90日として、ASU 2016-13「信用損失」について詳述したアジェンダ項目を公開し、法定会計の目的上このASUをどう捉えるか、および当該アジェンダ項目で示された特定の論点に関するコメントを募集した。	あり	あり	未定

参照番号	タイトル	セクター	公開された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-24	SSAP第2号—現金、 為替手形および短期 投資 SSAP第26号—債券 SSAP第43R号— ローン担保証券およ び仕組み証券	損害 生命 医療	非実質的 — 債券の種類、債券の満期分布および債券の売却による手取金に関する年次監査済み開示の要件の適用範囲を明確化する項目を公開した。	あり	あり	未定
2015-46	SSAP第3号—会計 上の変更および誤謬 の訂正	損害 生命 医療	非実質的 — 会計上の誤謬の認識に関連するガイダンスの明確化を公開した。	なし	なし	未定
2015-15	SSAP第16R号—電 子データ処理設備お よびソフトウェア	損害 生命 医療	非実質的 — 法定会計のためにクラウドコンピューティング契約に関するガイダンスが必要かどうかについてのコメントを求める公開。	なし	なし	未定
2016-25 2016-26	SSAP第23号—外貨 取引および換算	損害 生命 医療	非実質的 — 下記事項を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> カナダの保険業務に係る通貨換算に関する追加的な明確化 報告親会社がどの時点で外国企業への投資における外貨換算変動額を実現すべきかに関するガイダンスを組み込むために、ASU 2013-05「外国企業内の特定の子会社もしくは資産グループ、または外国企業に対する投資の認識の中止時における累積外貨換算調整額に関する親会社の会計処理」における米国GAAPのガイダンスを採用することの提案 	あり	なし	未定
2016-27	SSAP第56号—分離 勘定	生命 医療	非実質的 — 分離勘定商品の最大保証総額の開示を削除するという変額年金問題ワーキンググループからの提言を公開した。	なし	あり	未定

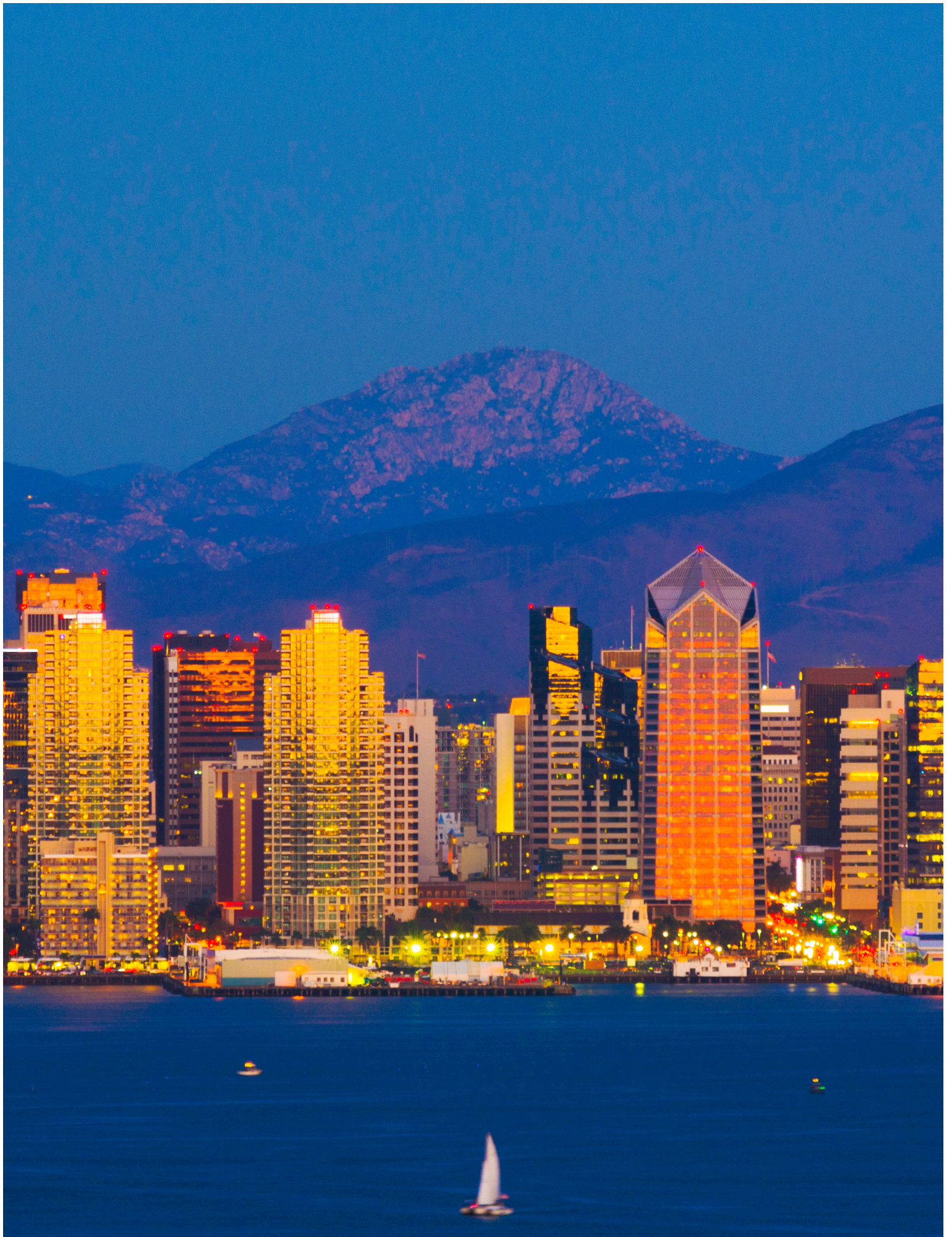
参照番号	タイトル	セクター	公開された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-28	SSAP第61R号—生命、預託型および傷害疾病再保険	生命 医療	非実質的 — 変額年金のキャプティブの開示を更新し、発効日を2016年以降に変更する(従来あった廃止の文言を削除する)という変額年金問題ワーキンググループの提言を公開した。	なし	あり	未定
2016-23 2011-44	SSAP第84号—医療および政府保証プランの債権	損害 生命 医療	非実質的 — 下記事項を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 政府プランの例外事項に該当し、期限経過後90日までの回収が容認されるためには、債権の出所が政府でなければならないことの明確化。出所が政府プランではない実績ネットワーク・リベートの債権の回収の容認についてはそれより長い期間が必要かどうかに関するコメントを募集する。 法定会計のために検討することが必要な、医薬品レポートに絡む他の問題があるかどうかに関するコメントの募集 	あり	なし	未定
2015-51 2016-29 2016-30 2016-32	SSAP第86号—デリバティブ	損害 生命 医療	非実質的 — 下記事項を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 「想定元本」の定義に対する2つのアプローチに関するコメントの募集 デリバティブ商品の取引相手に変更があったとしても、そのデリバティブ商品が自動的に終了するわけではないことを明確化する修正を加えた上で、ASU 2016-05「既存のヘッジ会計関係に対するデリバティブ契約の更改の影響」を採用することの提案 ASU 2016-06とASU 2016-03を排除することの提案 	なし あり なし	なし なし なし	未定 未定 未定
2016-21 2016-22	SSAP第97号—子会社、被支配会社および関連会社	損害 生命 医療	非実質的 — 下記事項を公開した。 <ul style="list-style-type: none"> 市場評価法の下で認められる特定取引所への言及の更新の提案 NAICに提出されレビューされる子会社、被支配会社および関連会社の裏付文書が英語で作成されていないことでの明確化 	あり	なし	未定
2016-16	SSAP第103号—金融資産の譲渡およびサービシングならびに負債の消滅	損害 生命 医療	非実質的 — 拘束資産サブグループからの付託に応じ、開示テンプレートによりレポ取引およびリバース・レポ取引の開示要件を強化する提案を公開した。	なし	あり	未定

参照番号	タイトル	セクター	公開された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2016-17	付録A-010—個人およびグループ医療保険契約に係る最低準備金基準	損害 生命 医療	非実質的 — 2013年個人所得補償保険評価表を組み込む提案を公開した。発効日は2020年1月1日、2017年1月1日以降の早期適用が認められる。	あり	なし	未定
2016-19 2016-31 2016-33	付録D—非適用のGAAP基準書	損害 生命 医療	非実質的 — 以下の米国GAAP基準書を法定会計に適用せず排除することを提案した。 <ul style="list-style-type: none"> • ASU 2014-09 — 顧客との契約から生じる収益: 部分的排除。会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification: ASC) 606-10-55およびASC 505-50の改訂が別のアジェンダ項目で検討される予定。 • ASU 2015-14 — 発効日の延期 • ASU 2016-04 — 特定のプリペイド・ストアード・バリュー商品の非行使部分の認識 • ASU 2016-10 — 履行義務の識別およびライセンス付与 • ASU 2016-11 — SECガイダンスの廃止 	なし	なし	該当なし
2015-27	投資に関する別表	損害 生命 医療	非実質的 — 四半期ごとの投資の報告に代わる代替案を公開した。これは、年次に投資データを収集し、別表Dの投資のデータのみを (PDF以外の形式で) 提出する可能性を含めるように、以前公開された選択肢を拡大するものである。この場合、CUSIP、額面価格、帳簿調整ベースの保有価格および公正価値などの詳細を示した情報を第2四半期の法定財務諸表と共に受け取る。 <ul style="list-style-type: none"> • 以前公開した、関係者から受け取った選択肢は以下の通りである。 • NAICが自身の投資データを集約するコンサルタントを雇う。 • 電子式のための補足投資情報を記入するために四半期ごとの提出物に記入する期間を拡大する。 • 四半期ごとの取得・処分の別表に代えて所有資産の別表を導入する。 	なし	あり	未定

SAPWGは、以下の項目に関して最新情報を提供し、NAICスタッフに指示を与えました。

参照番号	タイトル	セクター	採択された改訂内容	財務諸表への影響	開示	発効日
2013-36	投資の分類	損害 生命 医療	<p>実質的 – SAPWGは以下の指示を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> SSAP第26号の適用対象となる、債券として承認された上場投資信託(ETF)および債券ミューチュアル・ファンドを公正価値で測定することを要求するイシューペーパーを作成する(実務上の便宜手段として純資産価格を使用すること)。ただし、報告事業体が、本籍州によって承認された、文書化された「システムティック・バリュー」のアプローチの使用を選択した場合を除く。 そのイシューペーパーには「有価証券」の定義に加え、非債券項目(例えば、ローン・パーティシペーション、ローン・シンジケーション)の定義も含める。 同ワーキンググループはまた、「算定された償却原価の評価に関するブラックロックの提案について提起された質問」に対するブラックロックの回答、およびブラックロックが示唆したシステムティック・バリューの算定法を公開することに同意し、さらに当該算定法のレビューを求める付託を証券評価(E)作業部会に対して行うことにも同意した。 	あり	なし	未定
2016-02	SSAP 第 22 号 – リース	損害 生命 医療	<p>実質的 – 同ワーキンググループは以下の指示を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ASU 2016-02「リース」に関する措置と議論を文書化したイシューペーパーの草案を作成すること 借手によるオペレーティング・リースとファイナンス・リースの現行会計処理を維持することが推奨されているものの、このイシューペーパーではASUの他の要素(例えば、セール・アンド・リースバックの会計処理)も検討する。 	あり	あり	未定

この要約はジョン・ティトル、リン・フリードリックス、ダイアン・クラネン、エド・ウィルキンスが作成しました。コメントや提案につきましては作成者にご連絡ください(johntittle@deloitte.com、lfriedrichs@deloitte.com、dcraanen@deloitte.comまたはewilkins@deloitte.com)。



省略語一覧

AAA 米国アクチュアリー学会 (American Academy of Actuaries)	ICP 保険基本原則 (Insurance Core Principle)
ABA 米国銀行協会 (American Bankers Association)	ICS 保険資本基準 (Insurance Capital Standard)
ACLI 米国生命保険協会 (American Council of Life Insurers)	IMF 国際通貨基金 (International Monetary Fund)
AG アクチュアリアル・ガイドライン (Actuarial Guideline)	MAV 市場価値調整ベース評価 (Market Adjusted Valuation)
AHIP 米国医療保険協会 (America's Health Insurance Plans)	MCAS 市場行為に係る年次報告書 (Market Conduct Annual Statement)
AIA 米国保険協会 (American Insurance Association)	MOCE 現在推計を超えるマージン (Margin Over Current Estimate)
BCR 基礎的資本要件 (Basic Capital Requirements)	NAIC 全米保険監督官協会 (National Association of Insurance Commissioners)
CARVM 保険監督官式年金責任準備金評価方法 (Commissioners' Annuity Reserve Valuation Method)	NAMIC 全米損害保険相互会社協会 (National Association of Mutual Insurance Companies)
CAS 米国損保アクチュアリー会 (Casualty Actuarial Society)	NCOIL 全米保険立法者協議会 (National Conference of Insurance Legislators)
CDA 条件付据置年金 (Contingent Deferred Annuity)	NFIP 全米洪水保険制度 (National Flood Insurance Program)
CFPB 消費者金融保護局 (Consumer Financial Protection Bureau)	PBR プリンシプル・ベースの準備金積立 (Principle-Based Reserving)
ComFrame 国際的に活動する保険グループの監督の共通の枠組み (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)	PRA イングランド銀行健全性規制機構 (Prudential Regulatory Authority of the Bank of England)
FEMA 連邦緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency)	PCI 米国損害保険協会 (Property Casualty Insurers Association of America)
FIO 連邦保険局 (Federal Insurance Office)	RAA 米国再保険協会 (Reinsurance Association of America)
FSAP 金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Program)	RBC リスクベース資本 (Risk-Based Capital)
FSB 金融安定理事会 (Financial Stability Board)	SIFI システム上重要な金融機関 (Systemically Important Financial Institution)
FSOC 米国金融安定監視委員会 (Financial Stability Oversight Council)	SSAP 法定会計原則ステートメント (Statement of Statutory Accounting Principles)
GAAP 一般に公正妥当と認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles)	SVL 標準責任準備金評価法 (Standard Valuation Law)
G-SII グローバルにシステム上重要な保険会社 (Global Systemically Important Insurer)	SVO (NAICの)証券評価局 (Securities Valuation Office (of the NAIC))
HLA より高い損失吸収能力 (Higher Loss Absorbency)	TLAC 総損失吸収力 (Total Loss Absorbing Capacity)
IAIG 国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Group)	VM 責任準備金評価マニュアル (Valuation Manual)
IAIS 保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)	

連絡先

Gary Shaw

Vice Chairman
US Insurance Leader
Deloitte LLP
+1 973 602 6659
gashaw@deloitte.com

George Hanley

Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 4928
ghanley@deloitte.com

Ed Wilkins

Partner
US Insurance Audit Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 402 444 1810
ewilkins@deloitte.com

Howard Mills

Managing Director
Global Insurance Regulatory
Leader
Deloitte Services LP
+1 212 436 6752
howmills@deloitte.com

Rick Sojkowski

Partner
Insurance Professional
Practice Director
Deloitte & Touche LLP
+1 860 725 3094
rsojkowski@deloitte.com

Richard Godfrey

Principal
US Insurance Advisory Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 6270
rgodfrey@deloitte.com

Contributors

John Tittle

Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 5486
johntittle@deloitte.com

Lynn Friedrichs

Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 813 273 8342
lfriedrichs@deloitte.com

David Vacca

Senior Advisor
Deloitte & Touche LLP
+1 913 486 2295
dvacca@deloitte.com

Russell Menze

Specialist Leader
Deloitte Consulting LLP
+1 860 725 3303
rmenze@deloitte.com

Diane Craanen

Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 3625
dcraanen@deloitte.com

Nicholas Fiume

Specialist Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 716 843 7262
nfiume@deloitte.com

Bryan Berkowitz

Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 4578
bberkowitz@deloitte.com

Senior Editor

Andrew N. Mais

Senior Manager
Deloitte Center for Financial Services
Deloitte Services LP
+1 203 761 3649
amais@deloitte.com

Deloitte.

このニュースレターについて

この NAIC Update は、全米保険監督官協会 (NAIC) の毎会議後にデロイトの保険インダストリーグループによって公表されます。本書の目的は、先のNAICの会議で生じた主要な規制、アクチュアリー、会計、およびその他の動向を簡潔に記述することです。トピックについての追加情報を求める読者は、本書に含まれる記述だけに頼ることなく、記載の連絡先までご連絡ください。

デロイトについて

本書において、「デロイト」とは、デロイト LLPと、その関連会社を指します。デロイトLLPおよびその子会社の法的構成の詳細についてはwww.deloitte.com/us/aboutをご覧ください。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

© 2016年 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

(日本語版について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.